高知県農業会議農業キャリアアップ支援事業実施要領

（目的）

第１条　この要領は、高知県農業会議農業キャリアアップ支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、高知県農業会議農業キャリアアップ支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業の対象等）

第２条　補助事業の対象及び要件は、要綱第３条で定める各事業について、次のとおりとする。

（１）　新法人設立支援区分については、別記１のとおりとする。

（２）　独立支援区分については、別記２のとおりとする。

（併給の禁止）

第３条　第２条の補助事業について、対象となる経費を同一とする県の他の補助事業や、生活の維持や失業対策に対する国及び県の助成金を受給している場合には、交付しない。

（委任）

第４条　この要領に定めるもののほか、高知県農業会議農業キャリアアップ支援事業の実施に関し、必要な事項を定めることができる。

附則

この要領は、令和５年４月２０日から施行する。

【別記１】

**新法人設立支援区分**

第１　事業の内容

　　農業法人の設立を目指して知事が就農に有効であると認める研修を実施する農業法人で研修を受ける就農時49歳以下の者及び受入農業法人に対して助成を行う市町村又は一般社団法人高知県畜産会（以下「市町村等」という。）の事業に対して補助する。

第２　補助対象経費及び補助率

補助対象経費及び補助率は、別表第１に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

第３　交付要件等

以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で補助する。

　（１）研修生の要件

　　ア　地域農業の振興のために市町村等が必要と認めた者であること。

イ　国が定める新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記３に基づく雇用就農資金（新法人設立支援タイプ）の法人等雇用就農者であること。

　　ウ　独立・自営就農（実施要綱別記２の第５の２の（１）のイの要件を満たすもの

に限る。以下同じ。）時に49歳以下の者であること。

エ　研修終了後１年以内に、独立・自営就農を目指す者で、原則として、これまで農業経営を開始、親元就農又は雇用就農したことがないこと（雇用就農資金の助成開始までの事前雇用期間（４ヶ月以上12ヶ月未満）を除く）。

オ　補助事業による研修終了後、速やかに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の４の規定に基づく青年等就農計画又は第12条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けること。

カ　上記オの計画が、就農後５年以内に、自身が代表となる新たな法人を設立する計画であること。

（２）受入農業法人の要件

　　ア　高知県農業経営・就農支援センターに研修受入先として登録された農業法人（研修生と３親等以内の者が代表の農業法人は除く。）であること。

　　イ　（１）の要件を満たす研修生を受け入れる農業法人であること。

　　ウ　実施要綱別記３に基づく雇用就農資金（新法人設立支援タイプ）の補助を受ける農業法人であること。

　　エ　経営ノウハウを身につけるための研修を実施すること。

第４　研修期間

１　補助事業の対象とする研修の期間は、農業法人の設立を目指して行う技術習得のための研修を開始したときから最長４年間とする。

２　補助事業の対象とする期間及び研修の時間は、次の各号のとおりとする。

（１）補助対象期間は、上記１の研修期間（ただし、補助事業採択前の期間は除く。）とし、概ね１年以上４年以内とする。

（２）1年間における研修時間は、概ね1,200 時間以上であること。ただし、原則１日８時間を超えないこととする。なお、災害、事故、農繁期等のやむを得ない事由が生じた場合は、この限りでない。

（３）農閑期等における１ヶ月の研修時間は、概ね80時間以上とする。

３　１の規定にかかわらず、４年を超える研修（以下「継続研修」という。）を行うことを妨げない。ただし、継続研修の期間は原則として１年以内とし、継続研修期間については、補助対象としない。

４　前項の規定により研修を継続する場合、研修生は、継続研修を開始した日の翌日から起算して30日以内に継続研修届を市町村等に提出しなければならない。また、市町村等は、提出のあった継続研修届について、提出の翌日から起算して30日以内に会議に報告しなければならない。

第５　研修状況報告及び研修終了後の報告

１　研修生は、研修中（第４の３に規定する継続研修の期間を含む。）の研修状況報告書を市町村等が定める日までに提出しなければならない。また、市町村等は、研修状況を、研修開始後半年ごとに会議に報告しなければならない。

２　研修生は、就農日の翌日から起算して30日以内に就農届を市町村等に提出しなければならない。また、市町村等は、提出のあった就農届について、提出の翌日から起算して30日以内に会議に報告しなければならない。

３　研修生は、研修終了後（第４の３に規定する研修を継続する場合はその研修終了後）から、研修期間の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間以上の期間が終了するまでの間、就農状況報告書を市町村等に提出しなければならない。

４　前項に規定する就農状況報告書の提出は、原則として、１月から６月までの期間については同年の７月末までに、７月から12月末までの期間については翌年の１月末までに行うこととし、市町村等は、就農状況を、各翌月末までに会議に報告しなければならない。

５　上記３に規定する就農状況報告書の提出の最終年においては、対象期間の終了日の翌日から起算して30日以内に就農状況報告書を市町村等に提出しなければならない。また、市町村等は、提出のあった就農状況について、提出の翌日から起算して30日以内に会議に報告しなければならない。

６　上記３から５までに規定する就農状況報告書は、実施要綱別記２に基づく経営開始資金の対象者にあっては、経営開始資金の交付主体と本事業の市町村等が同一の場合に限り、実施要綱別記２の第６の２の（６）に定める年２回の就農状況報告書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

第６　研修内容の検討及び実施状況の確認

１　市町村等は、研修の実施に当たっては、農業経営・就農支援センター及び地域担い手協議会等と連携して、研修内容、受入農業法人の選定、対象研修生の選考方法、待遇等について検討を行うとともに、研修プログラムを作成し、補助金交付申請時に添えなければならない。

２　市町村等は、農業経営・就農支援センター及び地域担い手協議会等と連携して、定期的に研修実施状況の確認を行わなければならない。

３　上記２における研修実施状況の確認は、会議に報告しなければならない。

第７　研修生の中間評価

１　市町村等は、補助事業による研修開始２年間が経過した時点で、技術の習得状況、

就農及び法人設立に向けた準備状況などを確認し、３年目以降の研修内容の検討や、

青年等就農計画等の作成支援をするため、中間評価を実施しなければならない。

　２　中間評価は、市町村等、受入農業法人、農業経営・就農支援センター及び地域担

い手協議会等の関係機関で構成する評価会において実施する。

３　評価方法は、第５の研修状況報告書や第６の研修実施状況の確認内容等も参考に

しながら、原則として面談で実施する。

　４　評価区分は、Ａ（順調）、Ｂ（重点指導が必要）、Ｃ（法人設立は困難）の３段階

　　とし、Ｃ評価の者については、支援を中止する。

第８　研修の実施及び内容

　市町村等は、適切な研修が実施されるよう、必要に応じて研修生、及び受入農業法人を指導しなければならない。

第９　円滑な就農への支援

　市町村等は、研修終了後の円滑な就農を図るため、地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関と連携して、研修生に対し、農地、住宅等に関する情報を提供する等、就農準備への支援に努めなければならない。

第10　補助事業の変更

市町村等は、補助事業の内容又は経費の配分について、要綱第８条の各号又は次のいずれかに該当する重要な変更をしようとするときは、事前に会議と協議の上、補助金変更承認申請書を会議に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）研修生の研修の中止

（２）研修計画の主要部分（研修作物、就農形態など）の変更

第11　補助金の実績報告

市町村等は、補助事業が完了した場合は､補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の３月31日のいずれか早い日までに､補助金実績報告書を会議に提出しなければならない。

第12　補助金の返還等

会議は、要綱第13条各号及び次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じなければならない。ただし、病気、災害等の責めに帰すべき理由による場合等のやむを得ない事情があると会議が県と協議のうえ認めた場合（要綱第13条第１号、第２号又は第６号に該当する場合を除く。）は、この限りでない。

１　研修生

（１）受入農業法人が市町村等、会議及び県と協議を実施したうえで、研修生が就農に必要な技能を取得することができないと判断し、研修を中止したとき。

（２）研修生が、研修終了後１年以内に、独立・自営就農しなかったとき。

（３）研修生が、就農後５年以内に、自身が代表となる新たな農業法人を設立しなかったとき。ただし、第７の中間評価によりＣ評価とされた者を除く。

（４）研修生が、補助事業の研修期間の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間以上就農を継続しなかったとき。

２　受入農業法人

（１）受入農業法人が、第６の１の研修プログラムに即した研修を行っていないと

認められる場合。

（２）研修の効果が認められない場合。

（３）受入農業法人の都合により研修を中止した場合。

ただし、（１）及び（２）に関しては、研修生の責めに帰すべき理由によると会議が県と協議のうえ認めた場合は、この限りでない。

○別表第１（別記１第２関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 新法人設立  支援区分 | 研修生  への支援 | 交付対象経費及び交付の要件等 | １　補助対象経費は、要綱の規定に基づき、研修生に支給する研修助成金とする。  ２　研修助成金は、農業研修に要する経費、地域農業者等との交流会費、農業資材費、研修中の生活費等で、会議が適当であると認めるものとする。  ３　生計を一にする複数の者が研修する場合は１人分のみとする。その場合の研修助成金の上限は、各人の上限額のうち最も低い金額とする。 |
| 交付対象経費上限額 | 研修生１人当たり月額２．５万円以内とする。  ただし、研修生がUIターン者※の場合は月額２．５万円以内を加算する。  ※１年以上高知県外に在住しており、高知県内に転居後１年以内に研修を開始  　する者 |
| 交付期間 | 最長４年間とする。  ただし、UIターン者への加算は、研修を開始してから最長２年間とする。 |
| 補助率 | 定額 |
| 受入農業法人への支援 | 交付対象経費及び交付の要件等 | １　補助対象経費は、要綱の規定に基づき、研修生を受入れる農業法人に支給する受入助成金とする。  ２　国、県の公的な研修機関及び研修に要する経費を徴収する研修受入機関等には支給しない。 |
| 交付対象経費上限額 | 月額５万円以内とする。 |
| 交付期間 | 最長４年間とする。 |
| 補助率 | 定額 |
| 助成対象とする研修生の上限 | 受入農業法人につき研修生１名を上限とする。 |

【別記２】

**独立支援区分**

第１　事業の内容

　　独立・自営就農又は親元就農を目指して知事が就農に有効であると認める研修を実施する研修機関等で研修を受ける就農時49歳以下の者及び受入研修機関等に対して助成を行う市町村又は一般社団法人高知県畜産会（以下「市町村等」という。）の事業に対して補助する。

第２　補助対象経費及び補助率

補助対象経費及び補助率は、別表第１に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

第３　交付要件等

以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で補助する。

　（１）研修生の要件

　　ア　地域農業の振興のために市町村等が必要と認めた者であること。

イ　国が定める新規就農者育成総合対策実施要綱（令和４年３月29日付け３経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記３に基づく雇用就農資金（雇用就農者育成独立支援タイプ）の法人等雇用就農者であること。

　　ウ　独立・自営就農（実施要綱別記２の第５の２の（１）のイの要件を満たすものに限

る。以下同じ。）時に49歳以下の者であること。

エ　研修終了後１年以内に、独立・自営就農または親元就農を目指す者で、原則として、これまで農業経営を開始、親元就農又は雇用就農したことがないこと（雇用就農資金の助成開始までの事前雇用期間（４ヶ月以上12ヶ月未満）及び雇用就農資金の助成期間のうち補助事業開始までの期間を除く）。

オ　補助事業による研修終了後、速やかに農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の４の規定に基づく青年等就農計画又は第12条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けることとし、親元就農予定者にあっては経営継承等計画書を市町村等に提出すること。

（２）受入研修機関等の要件

　　ア　高知県就農希望者研修機関等認定要領に基づき認定を受けた研修機関等及び派遣研修先等（研修生と３親等以内の者は除く。）であること。

　　イ　（１）の要件を満たす研修生を受け入れる農業法人等であること。

　　ウ　雇用就農資金（雇用就農者育成独立支援タイプ）の補助を受ける農業法人等であること。

　　エ　経営ノウハウを身につけるための研修を実施すること。

第４　研修期間

１　補助事業の対象とする研修の期間は、独立・自営就農または親元就農を目指して行う技術習得のための研修を開始したときから最長２年間とする。

２　補助事業の対象とする期間及び研修の時間は、次の各号のとおりとする。

（１）補助対象期間は、上記１の研修期間（ただし、補助事業採択前の期間は除く。）とし、概ね１年以上２年以内とする。

（２）1年間における研修時間は、概ね1,200 時間以上であること。ただし、原則１日８時間を超えないこととする。なお、災害、事故、農繁期等のやむを得ない事由が生じた場合は、この限りでない。

（３）農閑期等における１ヶ月の研修時間は、概ね80時間以上とする。

３　１の規定にかかわらず、２年を超える研修（以下「継続研修」という。）を行うことを妨げない。ただし、継続研修の期間は原則として１年以内とし、継続研修期間については、補助対象としない。

４　前項の規定により研修を継続する場合、研修生は、継続研修を開始した日の翌日から起算して30日以内に継続研修届を市町村等に提出しなければならない。また、市町村等は、提出のあった継続研修届について、提出の翌日から起算して30日以内に会議に報告しなければならない。

第５　研修状況報告及び研修終了後の報告

１　研修生は、研修中（第４の３に規定する継続研修の期間を含む。）の研修状況報告書を市町村等が定める日までに提出しなければならない。また、市町村等は、研修状況を、研修開始後半年ごとに会議に報告しなければならない。

２　研修生は、就農日の翌日から起算して30日以内に就農届を市町村等へ提出しなければならない。また、市町村等は、提出のあった就農届について、提出の翌日から起算して

３０日以内に会議に報告しなければならない。

３　研修生は、研修終了後（第４の３に規定する研修を継続する場合はその研修終了後）から、研修期間の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間以上の期間が終了するまでの間、就農状況報告書を市町村等に提出しなければならない。

４　前項に規定する就農状況報告書の提出は、原則として、１月から６月までの期間については同年の７月末までに、７月から12月末までの期間については翌年の１月末までに行うこととし、市町村等は、就農状況を、各翌月末までに会議に報告しなければならない。

５　上記３に規定する就農状況報告書の提出の最終年においては、対象期間の終了日の翌日から起算して30日以内に就農状況報告を市町村等に提出しなければならない。また、市町村等は、提出のあった就農状況について、提出の翌日から起算して30日以内に会議に報告しなければならない。

６　上記３から５までに規定する就農状況報告書は、実施要綱別記２に基づく経営開始資金の対象者にあっては、経営開始資金の交付主体と本事業の市町村等が同一の場合に限り、実施要綱別記２の第６の２の（６）に定める年２回の就農状況報告書の提出をもってこれに代えることができるものとする。

第６　研修内容の検討及び実施状況の確認

１　市町村等は、研修の実施に当たっては、地域担い手育成総合支援協議会等において、研修内容、派遣研修先等の選定、対象研修生の選考方法、待遇等について検討を行うとともに、研修プログラムを作成し、補助金交付申請時に添えなければならない。なお、研修プログラムについては、地域担い手育成総合支援協議会等で内容を決定するより前に、補助事業者及び派遣研修先等と最低１回以上の協議を実施したうえで作成しなければならない。

２　市町村等は、定期的に研修実施状況の確認を行わなければならない。

３　上記２における研修実施状況の確認は、会議へ報告しなければならない。

第７　研修の実施及び内容

　市町村等は、適切な研修が実施されるよう、必要に応じて研修生、研修機関及び派遣研修先等を指導しなければならない。

第８　円滑な就農への支援

　市町村等は、研修終了後の円滑な就農を図るため、地域担い手育成総合支援協議会等の関係機関と連携して、研修生に対し、農地、住宅等に関する情報を提供する等、就農準備への支援に努めなければならない。

第９　補助事業の変更

市町村等は、補助事業の内容又は経費の配分について、要綱第８条の各号又は次のいずれかに該当する重要な変更をしようとするときは、事前に会議と協議の上、補助金変更承認申請書を会議に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）研修生の研修の中止

（２）派遣研修先等の変更

（３）研修計画の主要部分（研修作物、就農形態など）の変更

第10　補助金の実績報告

市町村等は、補助事業が完了した場合は､補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の３月31日のいずれか早い日までに､補助金実績報告書を会議に提出しなければならない。

第11　補助金の返還等

会議は、要綱第13条各号及び次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を変更若しくは取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じなければならない。ただし、病気、災害等のやむを得ない事情があると会議が県と協議のうえ認めた場合（要綱第13条第１号、第２号又は第６号に該当する場合を除く。）は、この限りでない。

１　研修生

（１）研修機関等が、研修生が就農に必要な技能を取得することができないと判断し、研修を中止したとき。

（２）研修生が、研修終了後１年以内に、独立・自営就農又は親元就農しなかったとき。

（３）研修生が、補助事業の研修期間の1.5倍又は２年間のいずれか長い期間以上就農を継続しなかったとき。

２　受入研修機関等

（１）研修機関等又は派遣研修先等が、第６の１の研修プログラムに即した研修を行っ

ていないと認められる場合。

（２）研修の効果が認められない場合。

（３）研修機関等又は派遣研修先等の都合により研修を中止した場合。

ただし、（１）及び（２）に関しては、研修生の責めに帰すべき理由によると会議が県と協議のうえ認めた場合は、この限りでない。

○別表第２（別記２第２関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 独立  支援区分 | 研修生  への支援 | 交付対象経費及び交付の要件等 | １　補助対象経費は、要綱の規定に基づき、研修生に支給する研修助成金とする。  ２　研修助成金は、農業研修に要する経費、地域農業者等との交流会費、農業資材費、研修中の生活費等で、会議が適当であると認めるものとする。  ３　生計を一にする複数の者が研修する場合は１人分のみとする。その場合の研修助成金の上限は、各人の上限額のうち最も低い金額とする。 |
| 交付対象経費上限額 | 研修生１人当たり月額２．５万円以内とする。  ただし、研修生がUIターン者※の場合は月額２．５万円以内を加算する。  ※１年以上高知県外に在住しており、高知県内に転居後１年以内に研修を開始  　する者 |
| 交付期間 | 最長２年間とする。 |
| 補助率 | ３分の２以内 |
| 受入機関等  への支援 | 交付対象経費及び交付の要件等 | １　補助対象経費は、要綱の規定に基づき、研修生を受入れる機関等に支給する受入助成金とする。  ２　国、県の公的な研修機関及び研修に要する経費を徴収する研修受入機関等には支給しない。 |
| 交付対象経費上限額 | 月額１０万円以内とする。 |
| 交付期間 | 最長２年間とする。 |
| 補助率 | 定額 |
| 助成対象とする研修生の上限 | 受入機関等につき原則、研修生１名を上限とする。  ただし、専任の研修指導員が常勤している場合は、１指導員あたり研修生３人を上限とする。 |